

# 学生専用システム利用規約

## 第1章 総 則

### (規約の適用)

第1条 本規約は、株式会社サイバー大学が運営するサイバー大学（以下「大学」という。）により提供する学生専用システムを利用する学生に適用されます。

- 2 大学は、大学所定の方法により学生に通知または公表することにより本規約を変更することがあります。その場合には、学生専用システムの提供条件は変更後の規約によるものとします。

### (定義)

第2条 本規約において、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

- (1) 「学生専用システム」とは、大学の授業の受講、履修登録、各種申請手続き、学事情報の提供およびサークル活動等のコミュニティへの参加等大学での学生生活のために提供される一切の機能（これらの学生専用システムから利用可能な機能を以下「本サービス」という）から成るシステムをいいます。
- (2) 「学生」とは、大学の正科生、科目等履修生、特修生および特別聴講学生（以下「学生」という）をいいます。
- (3) 「利用者ID」とは、大学より学生に通知される学生専用システムが提供する本サービスの利用に必要なIDをいいます。

## 第2章 利用申込

### (利用の申込)

第3条 学生専用システムの利用の申込は、あらかじめ本規約に同意のうえ、大学が定める入学手続きにより行うものとします。

### (利用申込の成立)

第4条 学生専用システムの利用の申込は、前条に定める方法により利用の申込が行われ、大学による学生への利用者IDの通知が完了した時点で成立するものとします。

- 2 大学は、次の各号の一に該当する場合には、利用の申込を承諾しないことがあります。
  - (1) 大学の定める規則等により、学生の入学資格が取消になったとき
  - (2) 学生専用システムを提供することが技術上その他の理由により困難なとき
  - (3) 利用の申込を承諾することが、技術上または大学の業務遂行上著しい支障があると大学が判断したとき
  - (4) その他大学が適当でないと判断したとき

### 第3章 サービスの提供

(学生専用システムの提供範囲)

第5条 大学は、学生に対し、本規約に定めるところに従い学生専用システムを提供します。

(他ネット接続)

第6条 学生が国内外の他のネットワークを経由して学生専用システムへの接続を行う場合、学生は、経由する全ての国の法令、電気通信業者等の通信事業者（以下「電気通信事業者等」という）の約款等および関連する全てのネットワークの規制に従うものとします。

(学生専用システムの変更、追加)

第7条 大学は、学生専用システムの全部または一部をいつでも変更または追加することができるものとします。

- 2 大学は、学生専用システムの全部または一部の変更または追加につき、何ら責任を負わないものとします。ただし、学生一般の修学、各種申請等に支障が生じると合理的に認められる場合には、代替手段を提供し、または必要な措置を講ずるものとします。

### 第4章 学生の義務等

(学生専用システム利用環境の維持)

第8条 学生は、学生専用システムを利用するために必要な機器、設備および通信回線等を自己の責任をもって管理し、また国内外の電気通信事業者等の提供する電気通信サービスその他学生専用システムを利用するために必要な他のサービスの利用を継続する等、学生専用システムを利用するために必要な利用環境（大学ホームページを参照）を自己の責任をもって維持するものとします。

- 2 学生は、大学が第7条1項に定める学生専用システムの変更を行った場合、大学の求めに応じ、利用環境の整備または大学への情報提供等、変更後も支障なく学生専用システムが利用可能となるよう積極的に協力するものとします。
- 3 前各項に定める利用環境が維持されなかったために学生が学生専用システムを利用できなかった場合であっても、大学は一切責任を負わないものとします。

(学生専用システムの利用)

第9条 学生が登録された利用者IDを用いて学生専用システムが利用された場合には、学生自身が学生専用システムを利用したものとみなします。

- 2 学生は、学生専用システムを通じて発信する情報につき一切の責任を負い、大学に何らの迷惑または損害を与えないものとします。
- 3 学生専用システムの利用に関連して、学生が他者に対して損害を与えた場合、大学に何らの迷惑または損害を与えないものとします。

(利用者ID・パスワードの管理)

- 第10条 学生は、利用者IDおよびそのパスワード(以下「ID等」という)を管理する責任を負います。
- 2 ID等を用いて学生専用システムの利用が開始された場合、その後ログアウトまでの一連の通信はID等が付与された学生自身の正当な権限をもって行われているものとみなします。また、大学は、ID等の使用上の過誤や第三者の使用による損害の責任を負いません。
  - 3 ID等の譲渡、名義変更はできません。

(禁止事項)

- 第11条 学生は学生専用システムの利用にあたって以下の行為を行ってはならないものとします。
- (1) 他者もしくは大学の著作権、その他の権利を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為
  - (2) 他者もしくは大学の財産、プライバシーもしくは肖像権を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為
  - (3) 他者もしくは大学に不利益もしくは損害を与える行為、またはそれらのおそれのある行為
  - (4) 他者もしくは大学を誹謗中傷する行為
  - (5) 公序良俗に反する行為もしくはそのおそれのある行為、または公序良俗に反する情報を他者に提供する行為
  - (6) 犯罪的行為もしくは犯罪的行為に結びつく行為、またはそのおそれのある行為
  - (7) ブロードキャストストーム、迷惑メールもしくはスパムメールの送信、DOS攻撃、コンピュータウィルスの配布その他、学生専用システムもしくは大学が利用する設備の正常な稼働を妨げる行為またはそのおそれのある行為
  - (8) 本規約等で認められる場合を除き、学生専用システムの利用に関する情報の全部または一部を使用し、ダウンロードその他の方法によりコピーのうえ、第三者に有償無償を問わず提供する行為
  - (9) パスワードの探知、ハッキングまたはその他の手段により、学生専用システムを提供するためのコンピュータシステムまたはネットワークへの不法アクセスを試みる行為
  - (10) ID等を不正に使用する行為
  - (11) 大学または他社の設備に無権限でアクセスする行為
  - (12) 事実に反する、またはそのおそれのある情報を提供する行為
  - (13) ストーカー行為等の規制等に関する法律に違反する行為
  - (14) 無限連鎖講(ネズミ講)を開設し、またはこれを勧誘する行為
  - (15) 選挙の事前運動等公職選挙法に違反する行為
  - (16) 本人の同意を得ることなく、または不当な手段により他者の個人情報もしくは他の会社の公開されていない情報を収集する行為
  - (17) 自分以外の人物を名乗り、代表権や代理権がないにもかかわらず会社などの組織を名乗り、または他の人物や組織と提携・協力関係にあると偽る行為
  - (18) 学生専用システムの運営を妨げ、またはその信用を毀損する行為
  - (19) その他、法令に違反する、または違反するおそれのある行為
  - (20) その他、大学が不適切と判断する行為

- 2 学生は、学生専用システムの利用およびその結果につき一切の責任を負うものとします。万一、学生による学生専用システムの利用に関連または起因して、他の学生または第三者から大学に対して何らかの請求、訴訟その他の紛争が生じた場合、当該学生は、自らの費用と責任において当該紛争を解決し、大学に経済的負担が生じた場合にはこれを賠償するものとします。
- 3 学生専用システムにおいて提供される情報に当該情報の提供元が定める規則等が付加されている場合、学生は、当該情報の利用にあたり当該規則等も遵守するものとします。
- 4 大学は、何人に対しても、本条第1項に定める学生の行為が行われぬよう監視し、またはこれを阻止する等の義務を負わないものとします。

## 第5章 学生専用システムの停止等

(学生専用システムの停止・廃止等)

第12条 大学は、次の各号のいずれかに該当する場合は、何ら責任を負うことなく、学生専用システムの全部または一部の提供を一時的に停止することができるものとします。この場合、大学は、あらかじめその旨を大学の定める方法にて学生に通知または公表します。ただし、緊急やむを得ない場合は、事後の通知または公表とすることができるものとします。

- (1) 学生専用システムを提供するために必要な大学または電気通信事業者等の設備、機器、システム等の保守上もしくは工事上やむを得ない場合、またはこれらに障害が生じた場合
  - (2) 電気通信事業者等との協定に基づく接続が停止または制限された場合
  - (3) 天災、事変、その他の非常事態が発生した場合
  - (4) 前各号の他、大学が営業上または技術上やむを得ないと判断した場合
- 2 大学は、次の各号のいずれかに該当する場合には、何ら責任を負うことなく、本サービスを廃止することができるものとします。
    - (1) 本サービスを提供するために必要な大学または電気通信事業者等の設備、機器、システム等に回復の見込みのない故障、障害が生じる等やむを得ない場合
    - (2) 第11条1項各号に定める行為が横行する等、大学が廃止を相当と認める場合
    - (3) 前各号の他、大学が営業上または技術上やむを得ないと判断した場合
  - 3 前各項の場合、学生の修学、各種申請等に支障が生じると合理的に認められる場合には、代替手段を提供し、または必要な措置を講ずるものとします。

(学生へのサービスの提供停止)

第13条 大学は、次の各号のいずれかに該当する学生に対して、本サービスの提供を全部または一部の利用を停止できるものとします。

- (1) 本規約の定め違反した学生またはそのおそれが合理的に認められる学生
  - (2) 大学の諸規則の定めにおける重大な義務に違反したときまたはそのおそれが合理的に認められる学生
  - (3) 大学の定める規則により、退学、除籍、停学となった学生
- 2 前項の本サービスの提供停止を行う場合、大学は、あらかじめ学生に通知をします。ただし、緊急やむを得ない場合は、大学は通知を本サービスの提供停止後に行う

ことができるものとします。

- 3 大学は、大学の定める規則に従い、復学、停学期間の終了、その他、学生が学生専用システムの利用再開を認める場合、学生への本サービスの提供を再開するものとします。
- 4 第1項の定めにかかわらず、大学は何人に対しても、学生に対する本サービスの提供停止義務を負うものではありません。
- 5 大学は、本条に基づく本サービスの提供停止により学生に発生した損害について、一切責任を負わないものとします。

#### (責任の制限)

第14条 学生は、インターネットおよびコンピュータに関する技術水準、通信回線等のインフラストラクチャーに関する技術水準およびネットワーク自体の高度な複雑さに照らして、現在の一般的技術水準をもっては大学が提供する学生専用システムについて瑕疵のないことを保証することができないことについて、あらかじめ了承するものとします。

#### (免責)

- 第15条 大学は、学生が学生専用システムを通じて得る情報等について、その完全性、正確性、確実性、有用性その他いかなる事項に関する保証も行わず、かかる情報等に起因して生じた損害について責任を負わないものとします。
- 2 大学は、本規約等の他の条項にかかわらず、天災、事変、原因不明のネットワーク障害その他の大学に帰責性のない事由より生じた損害、大学の予見の有無を問わず特別の事情から生じた損害、逸失利益および間接損害については、一切の賠償責任を負わないものとします。ただし、学生一般の修学、各種申請等に支障が生じると合理的に認められる場合には、代替手段を提供し、または必要な措置を講ずるものとします。
  - 3 大学は、本規約等の変更により学生が有する設備の改造または変更等を要することとなった場合であっても、その費用を負担しないものとします。
  - 4 大学は、本規約等に明示的に定める場合の他、学生に対して一切の損害賠償責任を負わないものとします。

## 第6章 利用の終了

#### (大学が行う利用の終了)

- 第16条 大学は、次の各号のいずれかに該当する学生に対して、何らの催告なしに学生専用システムの全てまたは一部の利用を即時終了させることができるものとします。
- (1) 利用申込成立後に、入学資格が取り消しとなった場合
  - (2) 大学の定める規則により、卒業、退学、除籍その他在学資格を失った学生

#### (利用者IDの変更・再通知)

- 第17条 学生が、大学の定める所定の手続きにより、利用者IDの再通知を申請する場合、大学は、学生に利用者IDの通知を行うものとします。
- 2 学生が、大学の定める所定の手続きにより、利用者IDの変更を申請する場合、大学は以

下の事由に該当する場合に限り利用者IDを変更するものとします。ただし、第13条（学生へのサービスの提供停止）により本サービスの提供が停止されている学生による申請の場合はこの限りではありません。

- (1) 利用者IDが第三者により不正使用されていることが確認された場合、またはそのおそれ  
が合理的に認められる場合
- (2) その他、大学が利用者IDの変更が必要であると認められる場合

## 第7章 雑 則

（他の規程等の適用）

第18条 本サービスの利用については、別途、本サービスに係る規則、規程、ポリシー等（以下「関連規則」という）を定めることができるものとします。

- 2 前項において、本規約と関連規則の定めが相違がある場合、本サービスの利用については関連規則が優先的に適用されるものとします。

（他の規程等の適用）

第19条 大学は、本規約に基づく大学の業務の全部または一部を第三者に委託して行わせることができるものとします。

（著作権等）

第20条 学生は、学生専用システムに関して大学が学生に提供する情報（映像、画像、音声、文章、プログラム等を含み、以下本条において同じとします）に関する著作権その他一切の権利は、大学または大学に対して当該情報を提供した第三者に帰属し、学生には帰属するものではないことをあらかじめ了承するものとします。

- 2 学生は、情報を学修等自己の私的使用の目的にのみ使用するものとし、大学または当該情報に関し正当な権利を有する者の事前の承諾なしに、学修等自己の私的使用の範囲を超える目的で複製し、出版し、放送し、ホームページへの掲載その他公衆送信をし、他者への転送をし、または商業利用するなどの行為を行ってはならず、かつ第三者をして行わせてはならないものとします。

（個人情報の保護）

第21条 大学は、学生の個人情報の収集、利用、提供および公表等にあたり、「個人情報の保護に関する法律」（平成15年5月30日法律第57号）および「学校における生徒等に関する個人情報の適正な取扱いを確保するために事業者が講ずべき措置に関する指針」（文部科学省 告示第161号）の遵守徹底を図り、大学の「個人情報保護方針」

（<http://www.cyber-u.ac.jp/privacy/index.html>）に従い適切に実施します。

（通知・連絡等）

第22条 大学は、学生生活に必要な情報の通知、連絡等を学生専用システムでの掲載により行うことがあります。

2 前項の場合、原則として当該通知・連絡等の掲載により効力を生じるものとします。

(本規約違反時の取り扱い)

第23条 本規約の定めに学生が違反した場合、本規約および大学の定める規則の定めに基づいた取り扱いを行うものとします。

(準拠法)

第24条 本規約に関する準拠法は、全て日本国の法令が適用されるものとします。

(合意管轄)

第25条 本規約に関する一切の紛争については、東京地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

附 則

- 1 本規約は、2007年2月23日より施行する。
- 2 本規約は、2012年8月31日より施行する。
- 3 本規約は、2015年4月1日より施行する。
- 4 本規約は、2019年4月1日より施行する。